

第4回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

平成25年1月21日（月）13:00～
301委員会室

1 条例の大枠の設定及び具体的な内容の検討

2 その他

【資料】

資料1 各委員記入意見シート

資料2 飲酒運転防止条例たたき台

資料3 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会の経過
及び予定表（案）

資料 1

各 委 員 記 入 意 見 シ ー ト

意見シート1

委員名：

下野寺ゆ

| | | |
|----------|----------------|--|
| 第1 総論 | 1 目的 | 3点車、県民及び事業者等へ 一挙と11.2. ~ |
| | (1) 県の責務 | |
| | (2) 県民の責務 | ~ 実情を理解し、協力する ~ |
| 第2 各論 | (3) 事業者の責務 | 教育 ⇒ 現場教育 (事業者団体は必ず定期的に実習を実施する) → 個別規定 |
| | 1 基本方針 | |
| | (1) 知識の普及等 | |
| 第2 各論 | (2) 再発防止のための措置 | 行う ⇒ 措置を行う ため、 |
| | (3) 相談 | |
| | (4) 情報提供 | 情報 ⇒ 公序良俗に基づく交通事故、違反者等の情報提供(イニチネット、ホーリー) |
| | (5) 体制整備 | を行う旨を明記。 |
| | | |

意見シート2

委員名:

下野寺洋

総論についての意見（追加したい条文等）

方報に附記。
教育、警察、市議会等、統一して啓発文書、
マスティコロードに付す椅子。

各論についての意見（追加したい条文等）

徹底して情報公開（インターネット、ホーリー・シ）
と定期的な更新。

その他の意見（特徴としたい事項、検討したい事項等）

- 再選区のアルゴリズム依存性の修正
結果報告義務
- 緊急医療センターとの連携。
- 飲酒運転防止「卓民運動 ティーベー（16年）」
導入。

意見シート1

委員名：田中 智也

| | | |
|----------|-----------|----------------|
| 第1 総論 | 1 目的 | |
| | 2 責務 | (1) 県の責務 |
| | | (2) 県民の責務 |
| | | (3) 事業者の責務 |
| 第2 各論 | 1 基本方針 | |
| | 2 個別規定 | (1) 知識の普及等 |
| | | (2) 再発防止のための措置 |
| | | (3) 相談 |
| | | (4) 情報提供 |
| | | (5) 体制整備 |
| | | |
| | | |
| | | |

意見シート2

委員名：田中 智也

総論についての意見（追加したい条文等）

各論についての意見（追加したい条文等）

その他の意見（特徴としたい事項、検討したい事項等）

飲酒運転の背景には、アルコール依存などの飲酒問題があるという認識に立ち、検挙者に対してアルコール問題に関する教育を施すなどするとともに、医療的なアプローチが必要な場合は、適切な治療につなげていくようなものとするべきである。

また、本県における自動車運転代行業者の数は比較的少ないようと思われ、県民が利用しやすくなるような施策が必要であると考える。

意見シート1

委員名： 北川 裕之

| | | |
|----------|--------|--|
| 第1 総論 | 1 目的 | 今なぜ飲酒運転防止条例の制定が必要か。厳罰化によって、飲酒事故件数、飲酒死亡事故件数は減少してきたものの、根絶には、さらなる規範意識の定着やアルコール依存症等への対応が必要であり、県民挙げての取り組みを進めないと実現できない旨、前文で表現しておく必要があるのでは。 |
| | 2 責務 | (1) 県の責務 ・飲酒運転根絶運動を行うNPO等民間団体の店内への啓発活動をサポートする。 → 支援の項目へ ・アルコール依存症治療の医療機関や相談窓口の明示。 ・同専門医による啓発活動を支援する（事業所や地域での講演会）。 → 支援 |
| | | (2) 県民の責務 ・飲酒運転を見たときの通報措置に努める。 |
| | | (3) 事業者の責務 ・事業者の行う従業員の健康診断等で、アルコール依存症のリスク検査を実施するよう促す（結果や治療は事業者には知らせない）。 ・飲酒運転根絶運動を行うNPO等民間団体の店内への啓発活動を受け入れる。 |
| 第2 各論 | 1 基本方針 | 具体的な数値目標を定めること。 |
| | 2 個別規定 | (1) 知識の普及等 ・飲酒運転のみならず、アルコール依存症、加えて多量・習慣飲酒の弊害について、県民への啓発を行う。 |
| | | (2) 再発防止のための措置 ・飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を指定された回数受けるよう義務付けるものとする。あわせて必要に応じ治療義務も課す。 ・飲酒運転事故被害者の声を聞く講習を義務づける。 |
| | | (3) 相談 |
| | | (4) 情報提供 ・公安委員会は、市町長及び事業者等または事業者団体に対して、飲酒運転違反者の数についての情報を提供することができる。 |
| | | (5) 体制整備 |

意見シート2

委員名： 北川 裕之

総論についての意見（追加したい条文等）

- ・公職にある者（知事、県議会議員、県特別職、県職員）の率先垂範の条文を追加する
- ・市町の責務を挙げる必要は？ 県条例にはそぐわないか。
- ・特定事業者の責務を追加すべきである。

各論についての意見（追加したい条文等）

- ・「相談」とあわせて「支援」の項目を追加すべきである。

その他の意見（特徴としたい事項、検討したい事項等）

- ・宮城県における「飲酒運転根絶重点区域指定」について、その方法と実態について調査し、効果が見込めるようであれば、条例に制度導入する。
- ・アルコール依存症への専門的な対応ができる医師、医療機関の育成を図ること。
- ・国（警察庁）が来年度から導入を進めようとしている「飲酒運転で免許を取り消された人に限定した講習」（アルコール依存症の専門医協力の下、30日間にわたる飲酒の調査やカウンセリング、ディスカッションなどを実施）との関係をどのように整理するか必要。
- ・運送事業者において、インターロック・システム設置を勧める。
- ・運転代行業の情報提供に関する支援（三重県交通対策協議会には所属？協会は未組織？）

| | | |
|----------|----------------|--------------------------------------|
| 第1 総論 | 1 目的 | OK |
| | (1) 県の責務 | OK |
| | (2) 県民の責務 | … 施策に協力し、自ら 飲酒運転根絶の意識を強く持つよう努めるものとす。 |
| | (3) 事業者の責務 | OK |
| | 1 基本方針 | OK |
| | (1) 知識の普及等 | … 知識の普及・教育に必要… |
| | (2) 再発防止のための措置 | OK |
| | (3) 相談 | OK |
| | (4) 情報提供 | OK |
| | (5) 体制整備 | OK |
| 第2 各論 | 2 責務 | |
| | 2 個別規定 | |
| | | |
| | | |
| | | |

意見シート2

委員名：石田 成生

総論についての意見（追加したい条文等）

各論についての意見（追加したい条文等）

その他の意見（特徴としたい事項、検討したい事項等）

県民に呼びかけた「ナの理念条例になつこはいけない。
既に法律のもと、飲酒運転防止に対する様な
施策がとらねてゐるので、この条例が出来たことに
よつてどこかかじつ変わるのは、市民等の關係各種管に
する必要がある。

意見シート1

委員名： 村林 聰

| | | |
|----------|----------------|--|
| 第1 総論 | 1 目的 | |
| | (1) 県の責務 | 「総合的に策定し」とあるが、アルコール依存症対策というように条例の対象を具体的に絞り込むべきではないか。 |
| | (2) 県民の責務 | |
| | (3) 事業者の責務 | |
| 第2 各論 | 1 基本方針 | 全般的な基本方針ではなく、対象を絞った基本方針にするべきである。 |
| | (1) 知識の普及等 | 安心してお酒が飲める環境づくりが必要である。 |
| | (2) 再発防止のための措置 | |
| | (3) 相談 | |
| | (4) 情報提供 | |
| | (5) 体制整備 | 参考人からのお話では、山形県の条例のみ効果があったとのことである。その山形県では、運転代行業が非常に発達していると聞くところであり、本条例を実効性のあるものとするために、運転代行業の振興についても支援するような方向を打ち出してはどうか。 |

意見シート2

委員名： 村林 聰

総論についての意見（追加したい条文等）

各論についての意見（追加したい条文等）

その他の意見（特徴としたい事項、検討したい事項等）

飲酒運転の取締については法律があるので、アルコール依存症などの飲酒運転を起こす背景への対策が条例の役割になってくるのではないか。

アルコール依存者が飲酒運転をするということはあるだろうが、飲酒運転をするからアルコール依存者である、という外形からの決め付けは危険である。アルコール依存者であったとしても、再犯防止は人権に配慮して行われなければいけない。

意見シート1

委員名： 中嶋 年規

| | | |
|----------|----------------|--|
| 第1 総論 | 1 目的 | ○福岡県の第一条にある「飲酒運転は絶対しない、させない、許さないという県民意識及び社会風土を定着させ」という内容を加える。 |
| | (1) 県の責務 | ○県は市町との連携に加えて、関係機関との連携にも努めることとする。この場合の関係機関については消防や医療機関、断酒会、損害保険会社などが想定される。 |
| | (2) 県民の責務 | ○飲酒運転を発見したときの通報等の措置に関する努力規定（大分県を参考）。 |
| | (3) 事業者の責務 | |
| 第2 各論 | 1 基本方針 | ○具体的な施策と数値による成果目標による実行計画を策定し、県議会の議決対象とすることを検討してはどうか。 |
| | (1) 知識の普及等 | |
| | (2) 再発防止のための措置 | ○具体的な措置内容を想定したうえでこの規定を設置するべきかどうかを検討するべき（具体策がない場合、なくてもよいのではないか）。 |
| | (3) 相談 | ○犯罪被害者支援センターとのすみ分けをどうするのか検討するべき。 ○飲酒運転常習者あるいは大量飲酒・習慣飲酒の家族の相談体制は必要か。 |
| | (4) 情報提供 | |
| | (5) 体制整備 | ○現在の123団体が加盟する交通対策協議会とは異なる推進体制を整備するべきかどうか検討を要する（福岡県の飲酒運転撲滅連絡会議が参考になるか） |

意見シート2

委員名： 中嶋 年規

総論についての意見（追加したい条文等）

○「2 責務」に（4）飲食業者の責務、（5）酒類販売業者の責務、（6）駐車場所有者の責務としてそれぞれ「飲酒運転防止を呼びかける文書の掲示」（大分県を参考）などを盛り込んではどうか。

○さらに福岡県の「第五章 特定事業者の責務」に規定する内容を盛り込むべきか検討してはどうか。

（福岡県の内容のうち検討対象事項案）

- ・飲食店営業者の責務＝啓発文書の掲示、車両利用の有無の確認など飲酒運転防止のための具体的な取組の奨励、公安委員会による指示
- ・駐車場所有者の責務＝飲酒の疑いのある利用者への飲酒運転防止のための具体的な取組の奨励

各論についての意見（追加したい条文等）

○飲酒運転検挙者、飲酒運転にかかる交通事故の統計的分析（時期、時間、年齢、性別など）と市町ごとや地域ごとの傾向の把握による効果的な飲酒運転防止対策の検討

○教育現場での啓発（児童生徒自身が運転手になったときを想定するとともに、児童生徒を通じた保護者への啓発を含める）

○飲酒運転撲滅の日（毎月X日）の制定とそれにあわせた集中的広報の実施

その他の意見（特徴としたい事項、検討したい事項等）

○飲酒運転防止のため、アメとムチの両面を取り入れた条例とできないか

○飲酒運転防止のためのサポート施策の充実を盛り込めないか。

（例）アルコール検知器の普及支援、アルコール・インターロック装置の開発支援、運転代行業者の立ち上げ支援

○ハンドルキーパー促進店や事業所など飲酒運転防止に積極的に取り組んでいる優良事業所の表彰やHPによる店名の公表

○飲酒運転検挙者に酒類を提供した店舗について、複数人が検挙された場合の店舗名の公表

○飲酒運転検挙者に対する違反者講習の充実（条例での規定は困難か）

（例）アルコール依存症の簡易検査機能付きの運転シュミレータの活用、AUDITによるアルコール依存度チェックの義務化、飲酒運転被害者の声を必ず聴いて感想文を書かせる

意見シート1

委員名： 大久保 孝栄

| | | |
|----------|--------|---|
| 第1 総論 | 1 目的 | <p>●この条例は、県、市町、関係機関及び県民、事業者及び事業者団体が、一丸となって、飲酒運転根絶を推進するために、必要な措置を講ずることによって、飲酒運転のない、安全で安心な幸福実感度の高い、県民生活を実現することを目的とする。</p> |
| | 2 責務 | <p>(1) 県の責務</p> <p>●県は、飲酒運転根絶のための総合的な施策を策定し、実施するとともに必要な措置を講じるものとする。（県の施策）</p> <p>●県は、市町との連携に努めるとともに市町が飲酒運転根絶のための施策や取組に対し、必要に応じ、情報の提供その他の支援及び協力を行うものとする。（市町他との連携・支援）</p> <p>(2) 県民の責務</p> <p>●県民は、飲酒運転を根絶するために、飲酒運転をしない！させない！許さない！という強い認識を持ち、飲酒運転根絶に協力するよう努めること。</p> <p>●県民は、飲酒運転をしている者または疑いのある者を発見した場合には、地域の安全安心と事故防止のために、警察官に通報するなど、必要に応じた措置を講ずるよう努めること。</p> <p>(3) 事業者の責務</p> <p>●事業者は、事業の自動車等の運転者に、酒気を帯びていないことを確認するなど、飲酒運転を根絶するための教育、指導を行うなど必要な措置を講ずるよう努めること。</p> <p>●事業者は、県や市町が実施する飲酒運転根絶に関する施策または取組に、協力するよう努めること。</p> |
| | 1 基本方針 | <p>●県は、飲酒運転根絶のための総合的な施策を推進するための基本方針を策定するものとし、飲酒運転根絶に向けての主体的な活動を実施するものとする。</p> <p>●県は、市町と連携し、各市町の実情に合わせた、知識の普及、再発防止のための措置、相談、情報提供等必要に応じた措置を講ずるものとする。</p> |
| 第2 各論 | 2 個別規定 | <p>(1) 知識の普及等</p> <p>●小学校、中学校、高校、大学等の教育機関において、命の大切さと規範意識の向上、交通社会は全ての県民で成り立っていること等の教育とともに飲酒による身体能力の低下等の飲酒運転根絶に関する知識の普及に努める。</p> <p>●県と市町は、飲酒運転根絶の啓発を、広報し、周知に努めること。</p> <p>(2) 再発防止のための措置</p> <p>●県は、飲酒運転をした者に対し、再発防止のための指導、教育など必要な措置を講ずるものとする。（「公安委員会は、」にした方がよいのか）</p> <p>(3) 相談</p> <p>●県民は、家族又は知人が飲酒運転を行ったとき、又は行おうとしているときは、これを阻止するため警察官に相談するよう努めること。</p> <p>●県民は、家族又は知人に、アルコール依存症又は常習飲酒、多量飲酒等の不適切な飲酒行動がある者がいるときは、飲酒運転を阻止するため、医療機関に相談するよう努めること。</p> <p>(4) 情報提供</p> <p>●県は、（公安委員会は、）飲酒運転根絶のための市町の施策、事業者による自主的な飲酒運転根絶を促進するための活動に対し、飲酒運転に関する情報を、地域や時期を含め、適切な方法により、提供又は公表することができる。</p> <p>(5) 体制整備</p> <p>●県は、飲酒運転の根絶について、県民の認識と理解、協力を深める活動を推進するための体制を整備するものとする。</p> <p>●県は、飲酒運転による交通事故の被害者等、又は再発防止のための加害者等からの相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実に努めるものとする。</p> |

意見シート2

委員名：大久保 孝栄

総論についての意見（追加したい条文等）

- 条文ではないが、前文をつけてはどうかと思う。

この条例をつくるにおいての、「想い」的な、決意表明があるといいのではないか。（宮城県、福岡県では前文がある。）

各論についての意見（追加したい条文等）

その他の意見（特徴としたい事項、検討したい事項等）

- 根絶、撲滅、防止、ゼロなど、どの言葉がよいのか。（自分の意見では根絶に統一している。）

意見シート1

委員名： 中川 康洋

| | | |
|----------|--------|---|
| 第1 総論 | 1 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 条例の表題も含め「防止」を「根絶」との表記に変更する。 前文ないしは目的に「飲酒運転は犯罪である」との考え方、および「飲酒運転の根絶を目指す」との決意を明文化する。 |
| | 2 責務 | <p>(1) 県の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の責務の後に、新たに「公職者の率先垂範」の項目を加える。(山形県、沖縄県、宮城県参照) |
| | | <p>(2) 県民の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の県の施策への協力とともに、県民一人ひとりの自覚および県民の自主的取り組みについても明記する。(宮城県参照) |
| 第2 各論 | 2 個別規定 | <p>(3) 事業者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の責務の後に、運送事業者、飲食店業者、酒類販売業者、駐車場所有者等特定事業者の責務を追加する。(内容は①運送事業者については運転者が酒気を帯びていないことを確認する努力義務。②その他の事業者については、飲酒運転根絶のための文書等掲示などの努力義務。) さらにタクシー事業者、自動車運転代行業者についても飲酒運転根絶に向けた広報活動充実のための努力義務を明記する。 |
| | 1 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定については、具体的に以下の項目について策定するよう明記する。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ①飲酒運転根絶に関する県民等への啓発および意識の高揚に関する事項。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ②飲酒運転を根絶するための社会環境の整備に関する事項。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ③その他飲酒運転根絶に関して必要な事項。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 策定時および変更時の議会への報告および公表義務を課す。 |
| | 2 個別規定 | <p>(1) 知識の普及等</p> |
| | | <p>(2) 再発防止のための措置</p> |
| | | <p>(3) 相談</p> |
| | | <p>(4) 情報提供</p> |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転の根絶に関する情報の提供とともに、県内の検挙人数、事故件数、根絶に向けた取り組み状況等の情報も提供することを明記する。 |
| | | <p>(5) 体制整備</p> |

意見シート2

委員名： 中川 康洋

総論についての意見（追加したい条文等）

(県等の支援)

- ・県ならびに公安委員会は、前条(県民の責務、事業者の責務、特定事業者の責務)に示された責務を果たす県民ならびに事業者等に対して、必要な支援を行なうよう努めるものとする。

各論についての意見（追加したい条文等）

(受診義務)

- ・県は飲酒運転違反者に対して、飲酒運転根絶および再発防止の観点から、県が指定した医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受けることを義務付ける。
- ・県は、診断を義務付けたものが、一定期間において受診しなかった場合、その者の健康の保持および前述の観点から、その者の家族に対して受診協力依頼を要請することができる。
- ・県が指定した医療機関は、その受診に積極的に協力するとともに、アルコール依存症の診断基準およびアルコール依存症のための治療プログラムを策定しなければならない。

(飲酒運転防止教育の推進)

- ・県ならびに県教育委員会は、この条例の趣旨を定着させるため、小学校、中学校、高等学校および大学など教育機関において、飲酒運転の防止に関する教育およびそれに付随した教育を行なう。

(福岡県参照)

(表彰ならびに顕彰)

- ・県は飲酒運転根絶に関し、特に優れた取り組みを行ない、また特に顕著な功績があった県民等を表彰および顕彰することができる。

その他の意見（特徴としたい事項、検討したい事項等）

再掲

(県等の支援)

- ・県ならびに公安委員会は、前条(県民の責務、事業者の責務、特定事業者の責務)に示された責務を果たす県民ならびに事業者等に対して、必要な支援を行なうよう努めるものとする。

(受診義務)

- ・県は飲酒運転違反者に対して、飲酒運転根絶および再発防止の観点から、県が指定した医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受けることを義務付ける。
- ・県は、診断を義務付けたものが、一定期間において受診しなかった場合、その者の健康の保持および前述の観点から、その者の家族に対して受診協力依頼を要請することができる。
- ・県が指定した医療機関は、その受診に積極的に協力するとともに、アルコール依存症の診断基準およびアルコール依存症のための治療プログラムを策定しなければならない。

飲酒運転防止条例たたき台

第1 総論

1 目的

飲酒運転の防止に関し、県等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 責務

(1) 県の責務

- ・県は、飲酒運転を防止するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ・県は、飲酒運転を防止するための施策の推進に当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(2) 県民の責務

県民は、県が実施する飲酒運転を防止するための施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 事業者の責務

事業者は、従業員に対し、飲酒運転を防止するための教育に努めるものとする。

第2 各論

1 基本方針

県は、飲酒運転を防止するための施策を推進するための基本方針を策定するものとする。

2 個別規定

(1) 知識の普及等

県は、飲酒運転の防止に関する知識の普及及び教育に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 再発防止のための措置

県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育を行うものとする。

(3) 相談

県は、飲酒運転による事故の被害者及びその家族からの相談に応ずるものとする。

(4) 情報提供

県は、県民に対して、飲酒運転の防止に関する情報の提供を行うものとする。

(5) 体制整備

県は、飲酒運転を防止するための施策を推進するために必要な体制の整備を行うものとする。

三重県飲酒運転防止に関する条例検討会の経過及び予定表（案）

| | (※・6月下旬採決・パブリックコメント1ヶ月を想定) | | | | | | | | | | | | |
|------------------|----------------------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 10月 1回 | 11月 2回 | 12月 3回 | 1月 4回 | 2月 5回 | 3月 6回 | 4月 7回 | 5月 8回 | 6月 9回 | 6月 10回 | 6月 11回 | 6月 12回 | 6月 13回 |
| 正副座長選出 | 10/24 | | | | | | | | | | | | |
| 他県の条例検討 | | 11/14 | | | | | | | | | | | |
| 執行部からの現状に関する説明 | | 11/14 | | | | | | | | | | | |
| 参考人からの意見聴取 | | | 12/13 | | | | | | | | | | |
| 条例の大枠の設定（※1） | | | | 1/21 | | | | | | | | | |
| 条例の具体的内容の検討 | | | | | 1/21 | | | | | | | | |
| 草案の作成 | | | | | | → | | | | | | | |
| 草案に対する執行部からの意見聴取 | | | | | | | → | | | | | | |
| 中間案に対するパブリックコメント | | | | | | | | → | | | | | |
| 検討会案の確定 | | | | | | | | | → | | | | |
| 提出及び採決等（※2） | | | | | | | | | | → | | | |

※1 例：理念条例、必須とする内容、重きを置くポイント、罰則の可否 等

※2 ①全員協議会 ②最終条例案確定 ③議長（事務局）へ提出＝議会へ提出
 ④代表者会議・議会運営委員会での説明 ⑤上程・提案説明
 ⑥原則として委員会へ付託 ⑦委員会で補充説明・質疑・採決 ⑧本会議で採決